



社会的変化と教育制度

蠟山政道

教育と社会の関係

およそ社会において教育と教育制度がどういう役わりを担っているか、ということを考えてみますと、二つの面で教育は社会と密接な関係をもっているように思います。すなわち、一方には教育は社会のあり方と離れては考えられませんが、したがって教育は広い意味の社会の一環であり、受動的に社会から影響を受けておるものであります。恰も社会を反映する鏡のようなものであります。他方では、教育は社会を構成している人間を通じて社会そのものに変化をひきおこさせるものであります。その意味においては、恰も太陽の光りを通すレンズのように、積極的な機能をもっていると考えられます。そこで、社会の変化とともに、教育制度がどういう変化をしてきたかをながめてみましょう。

第一に社会はいったい、どのようにして変化するかを考えてみますと、近代社会において社会を形成する大きな力が三つあると思います。

一つは民族であります。民族とは習慣や宗教、歴史的感覺等、いろいろの要素から成っている社会集団であります。毎日の新聞を読んで、民族が近代社会を大きく動かしていることに気づきます。民族はいろいろの歴史的な変遷をとげていますが、民族の自由、独立、統一をめざす民族主義は今日も大きく動いている力であり、現代をつくる大きな要因となっています。

第二は産業の力であります。それは人間生活の基礎であり、民族が生きるための糧につながるものです。産業を大きく変化せしめたものは、十八世紀中葉から十九世紀中葉にかけて英国にみられたような産業革命であります。産業革命は人間生活、特に物質的生活を非常に変化させました。農業から工業へと産業を中心とする近代の社会的変化は非常に大きなもので、今日もなお新しい科学技術の変化とともに、産業社会は大きな変化をしつつあるといえましょう。お隣りの中国の現状を見ますと、上に述べた二つの要因、すなわち民族主義と産業主義とが

力強く結びついて中国革命がうまれたのを見ることができません。

第三の近代的な力は民主主義、デモクラシーであります。それは個人の尊厳を保障し、基本的な人権と自由を確保しようとする問題であります。それが大きく社会を変化せしめる場合、民主主義革命が起ります。

大体、この三つの形成力というものが近代社会を形造ったわけで、これらは相互に關聯し合っています。例えば、最後に述べました民主主義は、当然、産業勢力、産業資本なしには生まれないのであります。そういう意味で、産業主義と民主主義とは密接な關係をもっており、あるいはまた民主主義は、封建制度を打破した民族主義が発生すると同時に、もしくはそれを契機として發展するという形をとっており、その意味で民族主義と民主主義とは密接な關係をもっております。問題は、この近代を形成している三つの力がいかに均衡を保つかという点であり、そのうちの一つだけが發展したのでは、均衡のとれた社会になりませんし、あるものが遅れていけば、その社会はやはりピッコの社会といわねばなりません。そういう社会にはいろいろと不幸な問題が生ずるのであり、人間社会として好ましくない社会になるのであります。さて、最初に述べましたように、教育は受動的なものであり、その社会の姿がそのままうつるものであります。もし、その社会が民族主義を偏重しておりますならば、その教育は民族的国家的にかたよってしまいます。また産業主義にかたよってしまいますと、技術教育、科学教育に偏重されます。例えば今日のソビエト・ロシアでは、国家の産業計画と教育とが密接に結びついており、教育制度としても技術教育が偏重されています。

社会組織が変わると、教育制度も変化します。その最もよい例はわが国にみることであります。明治維新に当って、封建制度から近代国家へと変化したとき、最も力をいれた問題は、何とかして早く西洋諸國に劣らない国防力、經濟力を養なおうということがありました。そのためには、徴兵制度もかなければならないし、近代的な産業技術の導入も必要でした。一方、教育制度においても、富国強兵のための國民教育が偏重されたのであります。しかし、やがて軍部が崩壊し、民主主義が導入され、政治形態や社会關係が変化するとともに、教育制度も変化したのであります。それでは、教育は社会の動向に支配されるのみで、自主性をもたないものでありませんか。そうだとすれば、教育は政治の一環に、社会の一環にすぎなくなります。しかしそうではありません。教育は教育自体の独自の使命をもっております。例えば、幼児教育の祖フレーベルの教育理念が生きる理由を見出すことができます。

フレーベルにおいては、教育は人間を作り、人間を改造するという積極的な使命を担っています。教育は、社会的変化そのものさえも積極的に変化させる力をもっているに違いない。問題は、教育が一方において社会の姿をそのままうつしながら、しかも教育によって人間をつくりあげ、改造するという二つの作用をもっています。従って、この二つをいかにして調和するかにあるものです。この両者は、それぞれおたがいの立場を尊重しながら、自主性を保ってゆくことが、最も望ましい態度であると思います。

上のように考えてきますと、社会のいかなる方面の指導者も、自分達の政治的立場からのみ、教育をみてはならないということは重要なことです。教育者もまた教育ということだけを考えないで、社会の一環であり、社会制度を反映している教育を考えることが必要です。この意味で、教育は政治と対立してはならないし経済の動向を無視してはなりません。また政治も産業も教育も自己のみの手段としてはなりません。次にこの社会と教育との関係について、もう少し立ち入って考察を進めてみましょう。

教育制度における権力問題

教育と社会とはそれぞれ力であり、その両者の力の均衡は保たれなくてはなりません。

すなわち、一方が他方を支配してはなりません。これを教育制度の面から見ると、財政的、行政的、法律的に国家が統制しうる教育制度と、教育制度のうえからは、教育者の自由や市民の自由、および学校でいえば公立と私立という教育する者の側から見た教育制度の関係と見ることが出来ます。この両者は、力の配分という点からも、不均衡をきたす恐れがあり、重要な問題であります。例えば英国の教育制度史をみると、一八七〇年までは、国家は教育に対して積極的な政策をもっていませんでした。しかるに一八七〇年代から発展した英国の義務教育制度を中心にして、今日では、めざましい公共的な学校教育の発達を見ただけであります。恐らくその背後には近代社会として最大の要素である産業革命の影響をみなければなりません。一八七〇年には、英国は、第二次産業革命にはいっており、米、ドイツに対して、国家的な競争の状態にあつたのであります。そこで国家力によって、教育制度を進展させねばならないという事情になつて居るのであります。伝統的に教育の自主性を強固にもつて居る英国においても、今日においては、学校教育に関する国家の統制が強くなつたのは、上のような事情によるものです。日本においても、今日、公立と私立、中央と地方という問題が教育委員会制度をめぐつて、いろいろの点において問題を起しておりますけれども、いまだ満足すべき解答を与えられていないのが現状であります。日本は民主化が行われてから、地方分権が行われましたが、地方は財政能力が十分ではありませんから、財政を伴わない教育上の権限だけを主張しても、それは通りません。また中央もこれに対して統制を加えるならば、理由を明確にして限界を明にし、調和をはかるべきです。これが国家と教育との権力配分の問題であります。特にその場合、政治的な論争にならないよう、適当な調和点を見いださなければならぬと思ひます。これは実際問題でありますから、いろいろと細い議論をしなければなりません。私はこれはただ両者の間に権力の配分について解決点があるということ強調するにとどめたいと思ひます。

教育制度における自由の問題

第二の問題点は、教育制度における自由の問題であります。それも民主化に伴つて発生した重要な問題であります。この民主化の問題は結局自由という根本理念をどうして実際の制度のうへに、またそれぞれの国民の行動の上に取り入れるかということであり、教育制度の観点からみると、二つの問題がふくまれています。ひとつは教師の自由の問題であります。大学はアカデミックフリーダム、学問の自由をもつ

ているという歴史的、伝統的に西洋諸国に伝わってきた考え方であり、われわれもその考え方を明治以来導入してまいりました。学問にたずさわる者に自由がなければならぬということは、極めて重要なことで、真理にたずさわるものが、政治的、社会的に制限をうけてはなりません。教授の任免、カリキュラムの問題にしても、すなわちなに教えるか、どのような内容を教育するかということまで、他から指図をうけては大学として成り立ちません。

ところが、この教師の自由には区別すべき二つの自由があります。その一つは、いま述べた教育者の自由です。これにはできるだけ自由を与えなくてはなりません。教師の良識と責任とに信頼して、その自由を伸ばさしめることが必要であります。ところが、この教える者の自由ということが、教師もまた市民であり、労働者であるという自由があります。この第二の自由は、政治活動や組合運動の自由となります。この自由を全然無視するならば、教師の自由は成立しません。しかし、またそれを無制限に認めますと市民立場や組合的立場が教える者の自由を制約するおそれがあります。そこで、教育者は政治的に中立でなければならぬ、という原則が存するわけです。この政治的中立の原則は教育者としての自由と市民または労働者としての自由の調和を企むためです。またその上に教師が公務員である場合の制限があります。教育の自由ということは、決して無制限ではありません。

さらにまた他方、教育の自由は、教育するものだけの自由であってはなりません。教育に対する国民の自由がなくてはなりません。すなわち、自分の子どもにどのような教育をうけさせるかの自由であります。親として、子どもにどのような教育をうけさせたらよいか、ということとは自明のことであり、学校選択の自由、教育の種類の選択の自由がない時は、教育の民主化は考えられないでしょう。そこでこれは教師の自由だけの問題ではありません。義務教育制度も、この自由を出発として、その機会の均等を保障したものと解すべきであります。義務教育制度の実施される以前の教育のたどってきた道は、少数のエリット、例えば武士階級というが如き少数者を教育するだけの教育であったかも知れません。階級社会、封建社会を反映する時代においては、教育をうける経済能力があるものだけの教育であり、経済力がなかったら教育はうけられなかったのです。

日本においてはもちろん幼稚園から大学にいたるまで、義務教育を除いて市民の教育に対する自由にはまだいろいろの障害があります。学校にやりたい時にやれないという不自由があります。一般の教育を高めないと、限られた少数の大学卒業生だけでは、今後の民主主義社会は保たれないでしょう。諸外国に行われていますように職業に従事しながら、大学程度の教育を受けられるようにならなければ、わが国の民主化もまた十分行われたとはいえません。教師の自由と市民の自由、これが平行して教育制度における自由の問題が展開するのであります。このことを私どもは重要視したいと思えます。

人間形成と教育

最後に第三の問題として、教育の根本的な問題である人間形成の教育は、三つの面から見ることが出来ると思います。

(1) 知識教育について

第一には知識の教育をあげることができると思っています。過去の知識の集積、ことに書物をよむ教育は、今日までの人間形成の教育として、非常に重要部分を占めてきました。現在もこの国においても、多かれ少なかれ、知識の教育は行なわれています。

しかし、人間というものは、知識だけで生きられるものではありません。知識だけに偏るときにはいたずらに思想問題をおこすだけであり、ます。イデオロギーだけではかたづけられない問題をイデオロギーでかたづけようとするのが、わが国にも世界のどの国にもあるのです。

(2) 技術教育について

人間は技能者であり、なんらかの専門をもっていなければなりません。あらゆる国が技術教育にまい進しているのは、産業力が低いと、国際場裡にたつてゆけません。民主教育は民主的な人間を目標とする教育ですが、どうしたら、民族の生存、その生活をかなえることができるか、という問題と関連して考えると、産業水準を向上させる問題と教育制度とをどのような調和を保っていくかということが重要な問題となります。したがって、そこにはどうしても、生産性を向上する技能、技術をもつと高めなければなりません。教育の立場からも、この産業技術を民主的教育制度として発展せしめるかが重要であります。民主教育を政治運動によつて解決しようとする傾向のあることは遺憾なことであります。日本の社会の現状をみると、将来年々百八〇万にのぼる人口増加に対して、百万以上の人々に職を与えなければなりません。人口過剰で貧乏するのは当然だと、あきらめているのでしょうか、このことについても、教育者は真剣に考えてみなければなりません。技術を教える、科学を教えるということが、いかに人間的なことか、技術者を養成することは、市民を養成するということと矛盾しないのであります。人間自身にとって、社会にとって、必要なものに貢献する人間を作るといふ教育の信念を、いま一度、反省する必要があると思ひます。

(3) 道徳教育について

第三は、人間の道徳教育であります。政治と倫理とはなれた社会は不幸な社会であります。人間は社会生活をしておりますが、个性的人格をもたなければならぬということ、教育の本質的な目的だと思ひます。近頃道徳教育ということが強調されていますが、もっとも根本にさかのぼって人間を単なる国民でもなく、知識技能の所有者だけでなく、一箇の人格として、一つの価値の実体としてみなければならぬということとは当然だと思ひます。そして問題は、どうして人格をつくるか、という方法となるでしょう。そういう意味において、人間形成の問題をもっともっと広く考え、単に教室において説教するとか、講義をしようという狭い考えでなしに、もっと人間として生きる力を教え、本当に人間の生活能力を増進しようとするような、わざのある人間を作らなければなりません。同時に複雑な社会生活をしながら、そこに調和と創造をなしえるような人間を作ること考えねばなりません。

(幼稚園創設八十周年記念式典講演) 昭和三十一年十月二十六日